

Ⅰ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書											
準備金の名称			1		翌期繰越額の計算 貸借対照表の金額との差額の明細	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額		12	円		
当期積立額			2			当期益金算入額	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)		13		
積立限度額の計算	取引の基計算	当期の指定期間内の鉱物の 販売による収入金額	3				同上以外の場合による益金算入額 (26の計+27の計)		14		
		取引基準額 (3)× $\frac{12}{100}$	4			計 (13)+(14)		15			
	所得基準額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額		5			当期積立額のうち損金算入額 (2)−(11)		16		
		鉱物の販売に係る所得金額 (3)−(5)		6			期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12)−(15)+(16)		17		
		租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項 若しくは第12項又は第39条の88第3項、 第4項若しくは第11項により控除する金額		7			貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金		18		
	所得基準額の計算	採掘所得金額 (6)−(7)		8			差引 (18)−(17)		19		
		所得基準額 (8)× $\frac{40又は50}{100}$		9			当期分	貸借対照表の取崩不足額 (15)−((2)−((18)−前期の(18)))		20	
	積立限度額 ((4)と(9)のうち少ない金額)又は(9))		10			当期に生じた差額の合計額 (11)+(20)		21			
積立限度超過額 (2)−(10)			11			前以前分	前期末における差額 (前期の(19))		22		
益金算入額の計算											
積立事業年度		当初の積立額の うち損金算入額	期首現在の 準備金額	当期益金算入額 3年又は5年を経過した場合 任意取崩し等 の場合 (25)及び(26) 以外の場合				翌期繰越額 (24)−(25)−(26)−(27)			
		23	24	25	26	27	28				
：	：	円	円	円	円	円					
：	：										
：	：										
：	：										
：	：										
：	：										
当期分											
計			円	円	円	円					

Ⅱ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書										
探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び 当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	29		円	所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」)	37		円	
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	30				控除未済欠損金額又は控除 未済連結欠損金個別帰属額 (別表七(一)「3の計」又は別表七の二付表「9の計」)	38			
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31				欠損金当期控除額又は連結欠損金 当期控除額の個別帰属額 (別表七(一)「4の計」又は別表七の二付表「19の計」)	39			
	(30)の額を超える探鉱準備金 益金算入基準額	32				翌期繰越欠損金額又は連結 欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (38)-(39)	40			
	探鉱費基準額 (29)又は((31)-(32)) (マイナスの場合は0)	33				当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41			
準備金額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34			特別控除額	所得基準額 ((37)-(40))又は((37)-(40)-(41)) (マイナスの場合は0)	42			
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35				(33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43			
	益金算入基準額 (34)+(35)	36								

別表十（三）の記載の仕方

1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》若しくは平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の61《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》若しくは平成28年旧措置法第68条の61《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) この明細書は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の区分により別葉に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(3) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」に記載する金額について、措置法令第34条第2項第3号若しくは第11項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》又は第39条の88第1項第3号若しくは第10項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定により鉱物を原材料として製造した物品の販売収入のうち当該鉱物に係る収入金額を計算した場合には、その収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付してください。

なお、措置法第58条第9項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同法第58条第9項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めないで記載します。

(4) 「所得基準額
(8) $\times \frac{40 \text{又は} 50}{100}$ 」9 は、措置法第58条第1項又は第68条の61第1項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、同法第58条第2項又は第68条の61

第2項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消します。

(5) 「期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額12」には、当期首現在の税務計算上の探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額を記載します。

(6) 「3年又は5年を経過した場合25」は、「積立事業年度」の欄の事業年度又は連結事業年度が、平成28年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には3年を経過したときに、同日以後に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には5年を経過したときに記載します。

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金を積み立てている法人が措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》若しくは平成28年旧措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の62《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》若しくは平成28年旧措置法第68条の62《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「探 鉱 費 基 準 額
(29)又は((31)-(32)) 33 及び
(マイナスの場合は0)」
「所 得 基 準 額
((37)-(40))又は((37)-(40)-(41)) 42 の各欄は、措置法
(マイナスの場合は0)」

第59条第1項又は第68条の62第1項の規定の適用を受ける場合には「又は((31)-(32))」及び「又は((37)-(40)-(41))」を消し、同法第59条第2項又は第68条の62第2項の規定の適用を受ける場合には「(29)又は」及び「((37)-(40))又は」を消します。

(3) 「38」から「40」までの各欄は、平成28年4月1日前に開始した事業年度又は法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しません。